

平成29年第2回春日井市議会臨時会提出議案目次

議案番号	議	題	
第37号議案	平成28年度春日井市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について……………		1
第38号議案	春日井市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について……………		10
第39号議案	春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について……………		16
第40号議案	春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について……………		19

第 37 号議案

平成28年度春日井市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の専
決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成28年度
春日井市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を専決処分したので、同条第
3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年5月11日提出

春日井市長 伊 藤 太

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度春日井市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を次のとおり専決処分する。

平成29年3月28日

春日井市長 伊 藤 太

平成28年度春日井市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度春日井市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

第 1 表 歳出予算補正

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 基金積立金		217,146	△ 800	216,346
	1 基金積立金	217,146	△ 800	216,346
5 諸支出金		56,721	800	57,521
	1 償還金	56,721	800	57,521
歳出合計		19,331,294	0	19,331,294

平成 28 年 度

春日井市介護保険事業特別会計補正予算
(第 2 号) 説明書

1 歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(2) 歳出

※ 補正予算各表は、特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

1 歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳出

款	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
3 基金積立金	217,146	△ 800	216,346					△ 800
5 諸支出金	56,721	800	57,521					800
歳出合計	19,331,294	0	19,331,294					

(2) 歳 出

3(款) 基金積立金

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1(項) 基金積立金	217,146	△ 800	216,346					△ 800
1(目) 介護給付費 準備基金 積立金	217,146	△ 800	216,346					△ 800

5(款) 諸支出金

1(項) 償 還 金	56,721	800	57,521					800
1(目) 償 還 金	56,721	800	57,521					800

節		説明
区分	金額	
25 積立金	△ 800	介護給付費準備基金積立金

23 償還金、利子及び割引料	800	過誤納還付金

第 38 号議案

春日井市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、春日井市市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年5月11日提出

春日井市長 伊 藤 太

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、春日井市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

春日井市長 伊 藤 太

春日井市市税条例の一部を改正する条例

春日井市市税条例（昭和29年春日井市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第31条第4項中「第34条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第34条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第34条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第34条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第31条第6項中「第34条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第34条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第34条の2第1項の規定による申告書

(2) 第34条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第32条の9第1項中「第31条第4項の申告書」を「第31条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第45条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書」を「（当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 第31条第4項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 第31条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第18条の5第4項中「第34条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「もの」に限り、その時までに提出された第34条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第34条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第34条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第18条の6第4項中「第34条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第34条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第34条の2第1項の規定による申告書

(2) 第34条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第18条の6第6項中「第34条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第34条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（個人の市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の春日井市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（法人の市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第45条第3項及び第5項並びに第47条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第45条第3項又は第47条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

第 39 号議案

春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決
処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、春日井市消防
団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項
の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年5月11日提出

春日井市長 伊 藤 太

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成29年3月29日

春日井市長 伊 藤 太

春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

春日井市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年春日井市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「433円」を「333円を」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた同条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

第 40 号議案

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年5月11日提出

春日井市長 伊 藤 太

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

春日井市長 伊 藤 太

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日井市国民健康保険税条例（昭和30年春日井市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「265,000円」を「270,000円」に改め、同条第3号中「480,000円」を「490,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。